

変更時期及び経過措置について

1 変更時期

南小学校の適正化に早期に対応する必要があること、また、学区変更が決定されてから、学区外申請・許可手続、学級編成、教員配置その他学区変更に向けての準備に一定期間が必要となるため、**令和6年度**に実施する必要がある。

2 経過措置

学区見直しを行った時点で、対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則ですが、アンケートでのご意見を踏まえ、次のとおり提案します。

(1) 小学校について

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。

小学校高学年で実施する野外活動や修学旅行での友人関係の影響を考慮して欲しいという意見や5・6年生は変更後の学校で過ごす期間が短くなることを考慮して、5・6年生は従来校で卒業できるように配慮する。

<デメリット>

- ・小学校2～4年生の児童は、転校することになる。
- ・小学校5・6年生の児童に小学生の弟妹がいる場合に、経過措置を選択することにより兄弟姉妹で学校が分かれてしまう。

(2) 中学校について

ア 中学校区を日進東中学校区に変更し、経過措置を設ける。

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。(中学校1年生は中学校入学時に日進東中学校に進学する。)

- ・将来的には、梨の木小学校からの進学先が日進東中学校の1校となり、少数で日進中学校に進学することがなくなる。
- ・中学校入学後に学校を変わらずに卒業できる選択肢を設けられる。
- ・学区見直し対象地区に既に日進東中学校への通学路が設定されている。

<デメリット>

- ・令和6年度に小学校5・6年生で南小学校を選択した児童及び中学校1年生の生徒は、中学校進学タイミングで、少人数で南小学校から日進東中学校に進学することとなる。

<対象地区が案1の場合>

南小学校の1学年の人数・・・・・・・・・・170人程度

南小学校から日進東中学校に進学する児童数・・30人程度(約1/5)

※令和6年度に5・6年生になる児童は、経過措置の選択によっては、更に人数が減る可能性がある。

- ・中学校2・3年生の生徒が経過措置を選択し、中学校1年生の弟妹がいる場合は、兄弟姉妹で学校が分かれてしまう。

☆経過措置対象の児童生徒の弟妹については、経過措置を取ることで、対象外の他の児童生徒と転校する時期が分かれ、同じ学年で一緒に学校が変わる児童生徒数が少なくなってしまうことから、令和6年度時点で小学校4年生以下及び中学校1年生の児童生徒については、その時点で全員の児童生徒の学区を変更することが適当であると考えます。

イ 中学校区は変更しない(日進中学校区のまま)

日進中学校区は、現在進めている北小学校区・日進中学校区学区見直しにより、日進中学校が適正化されるため、適正規模の観点では学区見直しをする必要がない。

- ・思春期であり部活動など人間関係の変化が大きく、受験を控える中学生の転校を避けることができる。
- ・小学校で南小学校から梨の木小学校に変わった児童も、中学進学のタイミングで再び同じ学校に通える。
- ・日進中学校及び日進東中学校への通学距離や通学路の安全性の観点から、中学校区は変更しない方がよいという意見があった。

<デメリット>

- ・令和7年度以降に、梨の木小学校からの進学先が2校(日進中学校及び日進東中学校)に分かれる。

梨の木小学校の1学年の人数・・・・・・・・・・130人程度

梨の木小学校から日進中学校に進学する児童数・・30人程度(約1/4)

- ・小学校5・6年生で経過措置の選択により、梨の木小学校に学校が変わった児童は、少数で梨の木小学校から日進中学校に進学することとなる。